

平成 18 年 3 月 9 日

近畿日本鉄道株式会社

## 定年退職者再雇用制度の見直しについて

近鉄では、定年退職者の再雇用制度を見直すことといたしました。これは、成果をあげている社員や技能を有する社員を再雇用することにより、鉄道事業の業績向上と現場レベルの技術の伝承を図るとともに、60才定年以降も働きたいという社員のニーズに応えるために行うものです。なお、今回の見直しにあわせ、鉄道現業部門における一層の安全確保と技能伝承を目的として、運転保安指導員制度を新設します。

新たな再雇用制度の詳細は下記のとおりです。

### 記

#### ・実施時期

平成 18 年 4 月 2 日

#### ・対象者

60才定年退職者のうち、再雇用を希望する者

#### ・新制度の主な内容

##### 1．職種

すべての現業職種（駅係員、運転士、車掌、技術係員等）については、定年退職時に従事している職種にて引き続き勤務する。

定年退職時に事務職についていた者についても、現業職種にて再雇用する。

##### 2．労働時間、休日等

60才未満の社員と同様とする。（フルタイム勤務）

##### 3．賃金等

月例賃金と在職老齢年金、高年齢雇用継続給付をあわせて、再雇用前の月収の7～8割程度とする。

#### 4．再雇用期間

65才に達するまで。ただし、平成18年度中に60才に到達する者については63才、平成19、20年度中に60才に到達する者については64才に達するまで。(老齢厚生年金の定額部分受給開始年齢まで)

#### 5．運転保安指導員制度の新設

鉄道現業部門における一層の安全確保と技能伝承を目的とし、定年退職前に職場の管理監督者であった者の中から適任者を運転保安指導員として再雇用する。運転保安指導員は列車への添乗や、駅・技術系職場への巡回などを通じ、運転面での安全確保と技能レベル向上のための指導にあたる。

以 上